

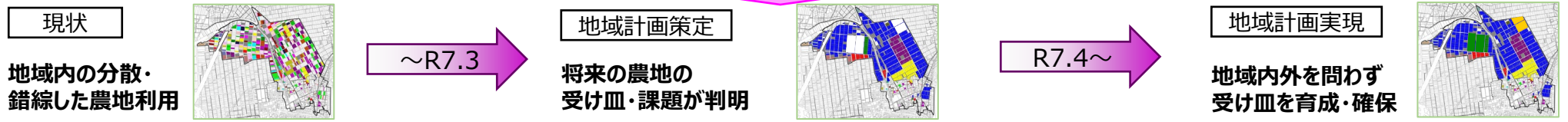
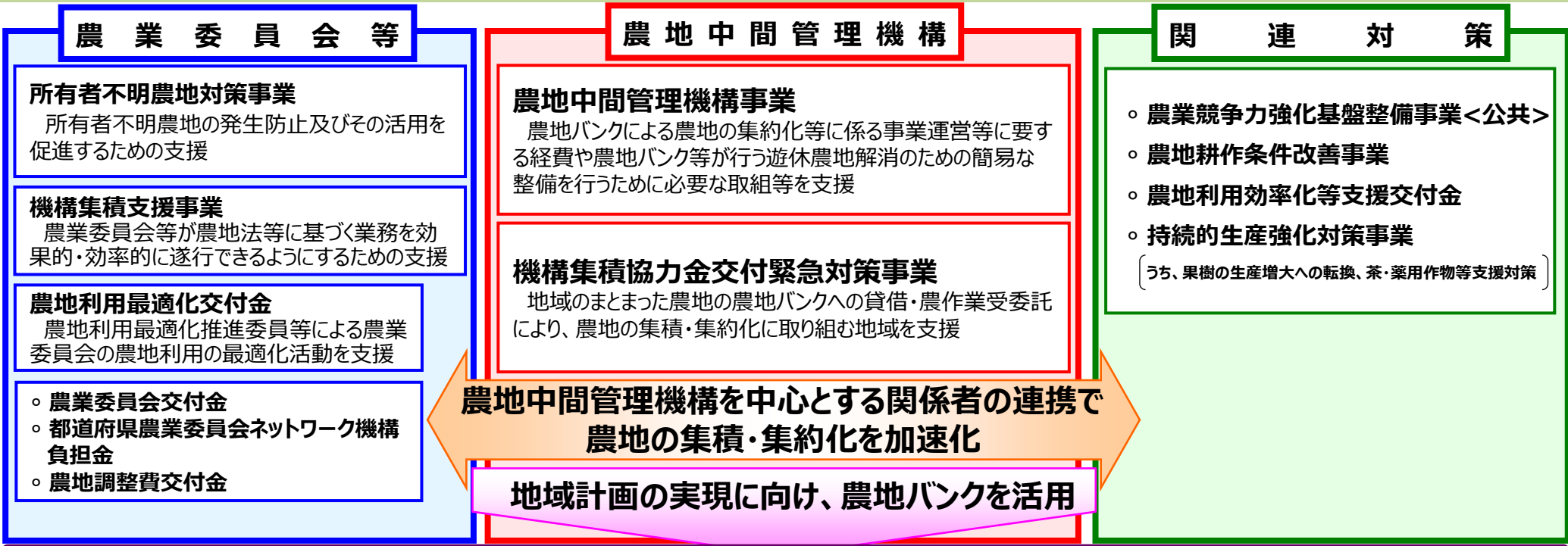
農地の集積・集約の取組の加速化

【令和7年度予算額 16,463（17,210）百万円】
（令和6年度補正予算額 8,000百万円）

＜対策のポイント＞
地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援します。

＜政策目標＞
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

＜事業の全体像＞



<対策のポイント>

地域計画の策定により、地域の農地利用の将来像の実現に向けた取組が加速する機を捉え、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借及び農作業受委託を進めることで、**農地バンクを活用した農地の集約化の取組**を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農地中間管理機構事業

4,276（4,013）百万円

農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う**農地相談員等による事業推進**に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う**遊休農地の解消**の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する**利子助成**を行います。

2. 機構集積協力金交付緊急対策事業

【令和6年度補正予算】8,000百万円

地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む。）の**農地バンクへの貸借・農作業受委託**により、**農地の集積・集約化に取り組む地域**に対し、**協力金を交付**します。

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

地域計画に基づく農地の集積・集約化



現状

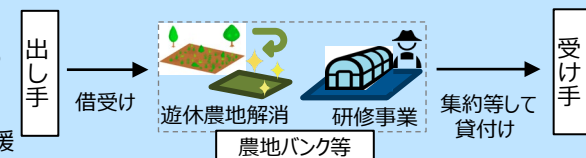


目標地図

- ・市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を地域計画として明確化
- ・農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- ・農地バンクが、地域計画の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、地域計画に位置付けられた者に農地の集約化等を実施

<中間保有の強化>

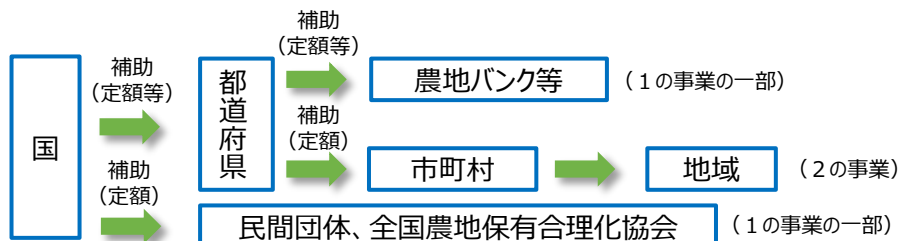
- 農地バンク等が地域計画において受け手が位置付けられていない遊休農地を解消し、担い手等に転貸する取組を支援
- 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援



<農地集積・集約化の加速>

- 地域計画に基づき、
 - ① 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援【2.8万円～3.4万円/10a】（地域集積協力金）
 - ② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援【1.0万円～3.0万円/10a】（集約化奨励金）
- ※ 受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円/10a

<事業の流れ>



原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化

【令和7年度予算額 113（123）百万円（復興庁計上）】

<対策のポイント>

○ 福島県の原子力災害被災12市町村においては、住民の帰還が徐々に進む中、営農再開に向けた取組が進められているところですが、**新たな担い手の確保や担い手への農地集積・集約化が課題**となっています。

○ こうした状況を踏まえ、当該市町村において**担い手の意向に沿った農地の利用調整を円滑に進めるための体制を構築するとともに、農地中間管理機構（農地バンク）を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等に対して協力金を交付**します。

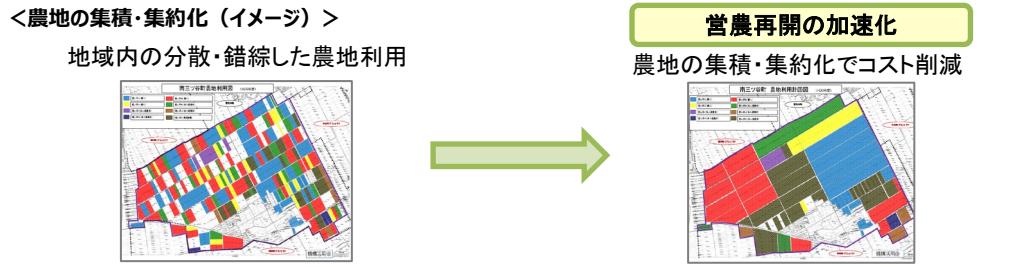
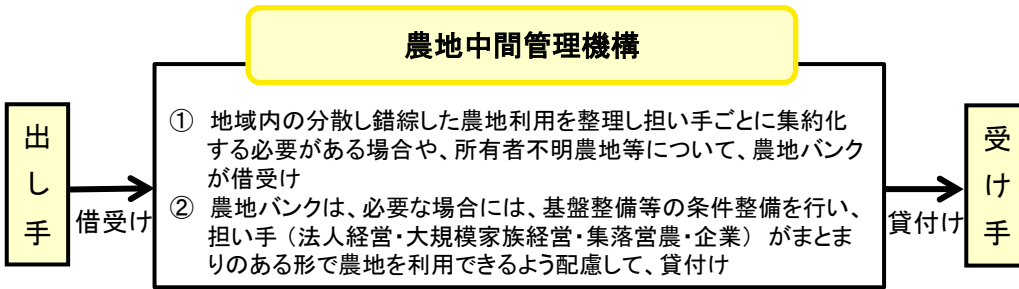
<政策目標>

原子力災害被災12市町村における営農が休止されている農地の営農再開（6割【令和7年度まで】）

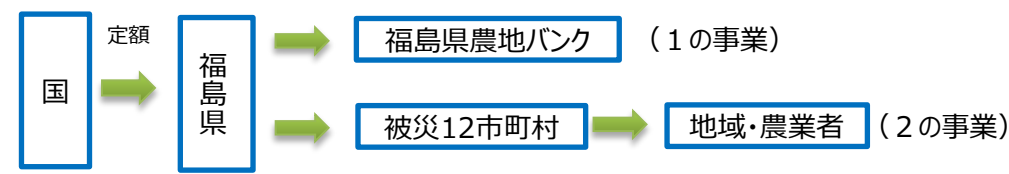
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 原子力災害被災12市町村への農地中間管理機構事業
- 60（66）百万円
- 福島県の原子力災害被災12市町村における、農地バンクによる農地集積・集約化を推進する取組に必要な農地相談員（現地コーディネーター）の設置を支援します。
2. 原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業
- 53（57）百万円
- 福島県の原子力災害被災12市町村の①避難解除等区域及び②特定復興再生拠点区域において、地域の話し合いにより、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域等に対して協力金を交付します。



<主な事業の流れ>



原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業のポイント

【地域集積協力金】

・地域内の農地面積の一定割合（4％超）以上を農地バンクに貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に交付。

・一般会計については、低階層の交付単価を撤廃するが、特別会計においては、存続。

※地域集積協力金は、一般会計と特別会計により支援。

【経営転換協力金】

・令和7年度まで交付単価（1.5万円/10a）を据え置き。